

令和8年1月1日より 「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用開始

令和7年は全国で大規模な林野火災が発生しました。この様な状況を踏まえ、火災予防上危険な気象条件となった際に「林野火災注意報」等を発令し、林野火災予防の実効性を高めることが必要とされましたので、姶良市火災予防条例の一部を改正し、「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を始めます。発令中は山火事防止のため、屋外で裸火を使う行為が制限されます。

これまでどおり、火の取り扱いには十分注意していただきますようお願いいたします。

「林野火災注意報」の発令基準

- 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- 前3日間の降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

「林野火災警報」の発令基準

「林野火災注意報」の発令に加え、強風注意報が発表

解除基準

発令指標に該当しなくなった場合

火の使用の制限の対象区域

姶良市内全域

制限される行為

「林野火災注意報」発令時には「**火の使用の制限**」に努めてください。

「林野火災警報」発令時には「**火の使用の制限**」に従ってください。

※廃棄物処理及び清掃に関する法律や姶良市環境美化条例で、廃棄物焼却は原則禁止です。

「火の使用の制限」とは以下のとおり

- 山林や原野において火入れや花火をしないこと。
- 花火をしないこと。
- 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 屋外において、ガソリン等、爆発しやすい物、可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

火の使用を制限される行為の例



たき火



可燃物焼却



火入れ



かまど（薪）



鬼火焚き



キャンプファイヤー

「火の使用の制限」に従わなかった場合の罰則

林野火災警報発令時の「火の使用の制限」に違反した者は30万円以下の罰金又は拘留に処されることがあります。（消防法第44条第18号）

林野火災注意報発令時の「火の使用の制限」は、努力義務です。

発令時の広報

林野火災注意報、林野火災警報が発令された時は、以下の方法でお知らせします。

- 1 防災行政無線放送
- 2 姶良市防災・地域行政メール
- 3 姶良市公式LINE
- 4 あいらびゅ一FM
- 5 消防広報車（消防団を含む。）
- 6 広報幕の掲示
- 7 姶良市消防本部ホームページ

お問い合わせ

姶良市消防本部 予防課（電話 0995-63-3819(直通)）